

指定管理者制度に関する稲城市指針

〔追補〕

平成19年2月

企画部政策室

目 次

1	指定管理者制度に関する稲城市指針〔追補〕の策定	1
2	P F I 法と指定管理者制度	1
3	P F I 事業及び指定管理者制度導入のスケジュール	2
4	指針に追補する具体的事項	3
5	指針を補足する資料	4

1 指定管理者制度に関する稲城市指針〔追補〕の策定

平成17年7月、稲城市において指定管理者制度を導入するにあたっての考え方や留意事項、必要となる条例改正の内容、導入の手順を示すため「指定管理者制度に関する稲城市指針（以下「指針」という。）」を策定した。

一方、平成16年には公共施設を整備するにあたって、民間のノウハウ・資金等を活用した手法（PFI等）を導入するため「稲城市PFI等導入ガイドライン」を策定した。

稲城市では、（仮称）新文化センター整備運営事業について、平成18年5月15日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）。以下「PFI法」という。」に基づき、実施方針及び要求水準を公表した。そして、多くの手続きを経て、本年1月12日に落札事業者（以下「PFI事業者」という。）を決定し、同月17日に公表したところである。

本事業はPFI法に基づく事業（以下、「PFI事業」という。）であるとともに、（仮称）新文化センターは地方自治法に基づき指定管理者制度を導入することができる公の施設（一部を除く）である。

指針においては、PFI事業者を指定管理者とする場合、指定期間はPFI事業の契約期間とするなど、いくつかの点についてPFI事業と指定管理者制度の関連について整理している。しかしながら、PFI事業契約と指定管理者の候補者の選定や指定にかかる協定書等については明らかにされていない。

そこで、PFI法に基づくPFI事業と地方自治法に基づく指定管理者制度の関連を整理し、両制度を効率的・効果的に活用するため、「指定管理者制度に関する稲城市指針〔追補〕」を策定する。

2 PFI法と指定管理者制度

PFI法は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の維持管理および運営により、効率的かつ効果的に社会資本を整備することを目的として、平成11年7月30日公布、同年9月24日に施行され、その後、7回改正されている。

指定管理者制度は、平成15年6月13日公布、同年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）」により創設されたもので、地方公共団体が設置する公の施設の管理については、これまで公共団体や公共的団体等に限って管理委託することができることとされていたが、民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

3 PFI事業及び指定管理者制度導入のスケジュール

PFI事業及び指定管理者制度導入に関するスケジュールは概ね表1のとおりであるが、次の総務省からの通知を参考として、PFI事業の円滑な実施が促進されるよう柔軟に対応する必要がある。

PFIと指定管理者制度について（平成16年12月15日）〔抜粋〕

PFI法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続きが自動的に他方の手続きを兼ねるということはできない。

しかし、指定管理者は、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めた後に、当該条例において定められた手続きに則って選定されるものであり、指定管理者を選定する手続きについては、全て条例に委ねられていることから、議会や住民に説明がつくのであれば、公募等の方法によって指定管理者を選定することは必ずしも必要とされず、PFI事業者が指定管理者として選定することができるよう条例で規定することも可能である。

また、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める条例は、その対象となる公の施設の目的や施設の状況が明らかになれば定めることができるものであり、PFI議決を行う議会と同じ議会において設置管理に関する条例を定めることも排除されない。（当該条例に規定する指定管理者を選定する手続きの方法によるが、同じ議会において指定管理者の指定の議決を行うことも可能。）

「地方公共団体におけるPFI事業について（平成12年3月29日）」の改正について（平成17年10月3日）〔抜粋〕

PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

表1 PFI事業及び指定管理者制度導入のスケジュール(例)

PFI事業	指定管理者制度	議会
実施方針の公表		
債務負担行為の設定		議決
事業者の募集 (入札公告)		
事業者の選定 (落札者の決定)		
仮契約の締結		
契約の締結		議決
設計		
	設置条例の策定	議決
建設	指定管理者の候補者の選定	
	指定管理者の指定	議決
供用開始(維持管理運営)		

契約締結が入札公告の翌年度以降になる場合は、再度、債務負担行為を設定

同じ議会でも可能

4 指針に追補する具体的事項

注： 内の記載事項は指針の内容である。

指定管理者の候補者の選定

PFI事業により管理運営を行う施設で、事業者が既に決定している場合は特命で選定できる。

事業者が既に決定している場合とは、市と事業者との仮契約締結を原則とする。ただし、PFI事業を円滑に実施するため必要があるときは、事業者の選定(落札者の決定)を事業者が既に決定しているとみなすことができる。

指定管理者選定委員会での審査

特命で指定管理者の候補者を選定する場合も選定委員会での団体が指定管理者の要件を満たすかどうか検討する。

PFI事業の場合は、事業者がPFI事業者審査選定委員会に提出した各種の書類や選定委員会の審査結果を有効に活用して効率的に行う。

指定期間

P F I 事業の場合は事業契約期間とする。

P F I 事業における指定管理者の指定期間には、P F I 事業者が実施する設計・施工の期間は含まない。

基本協定及び年度協定

細目的事項は市と指定管理者の間で、協定を締結する。

協定は、指定期間全体を通して効力を有する基本協定及び各年度の内容を規定する年度協定による。

P F I 事業の場合は、P F I 事業契約書を有効に活用して効率的・効果的に基本協定を締結する。

また、年度協定は当該年度の指定管理料を定めることを前提としていることから、債務負担行為を設定した場合は年度協定の締結を省略することができる。なお、この場合において基本協定は単に協定とする。

5 指針を補足する資料

指定管理者制度の導入に関する事項について、総務省から次のとおり文書が発せられているので留意すること。

「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け
総行行第87号）〔抜粋〕 下線は追加

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）

地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができ

る権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）

指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。

2 条例で規定すべき事項

指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）。

「指定の手續」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）

3 適正な管理の確保等に関する事項

「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）

清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。